

令和3年10月7日

お客さま各位

佐賀信用金庫

流動性預金等規定『共通規定』の一部追加・変更について

平素より、佐賀信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では普通預金の口座残高が1万円未満の口座解約手続きにつきまして、一定の条件を満たす場合に限り、お届印の押印を不要とする取扱いを開始いたします。

つきましては、流動性預金等規定『共通規定』に規定文言の追加・変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

記

1. 対象の預金規定

流動性預金等規定『共通規定』

2. 規定文言追加・変更内容

【追加文言】

●第4条（預金の解約等）第2項

前項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合で当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けずに本人の署名をもってこれに代えることができるものとします。

【変更文言】

●第4条（預金の解約等）の項番号の変更

上記第2項の追加により、旧規定第4条第2項以降の項番号が一つずつ繰り下げとなります。

旧	新
第4条 第 <u>2</u> 項	第4条 第 <u>3</u> 項
第4条 第 <u>3</u> 項	第4条 第 <u>4</u> 項
第4条 第 <u>4</u> 項	第4条 第 <u>5</u> 項
第4条 第 <u>5</u> 項	第4条 第 <u>6</u> 項

3. 追加・変更日

令和3年11月1日（月）

以上